

1 申請者

ふりがな	
名前	

・教育・保育給付認定申請書（1号認定）に記入した申請者（保護者）を記入してください。

（のりしろ）

・裏写りに御注意ください。この用紙は、薄めの筆記具で御記入ください。鉛筆等でも構いません。

2 マイナンバー（個人番号）等記入欄

名前	続柄	マイナンバー（個人番号）
	申請子ども	
	申請子ども	
	申請子ども	

※マイナンバー（個人番号）欄は、保護者（父母）、申請子どもを御記入ください。

3 本人確認書類の添付

- ・2で記入した保護者（父母）について、次の左欄に番号確認書類、右欄に身元確認書類のコピーを貼付してください。
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）であれば、番号確認と身元確認の両方が可能です。左欄のみ貼付してください。
ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、（表・裏）両面のコピーが必要となります。
- ・必ずコピーを貼付してください。誤って原本を提出した場合は、返却ができなくなることがあります。
- ・保護者（父母）の番号確認書類・身元確認書類のみ貼付してください。申請子どもその他の世帯員の書類は不要です。

4 封緘と提出

中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

（谷折り）

保護者（父母）の番号確認書類 貼付欄

（コピーを貼付してください）

次のいずれか1つ

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）両面
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

保護者（父母）の身元確認書類 貼付欄

（コピーを貼付してください）

顔写真付きの次の書類は、いずれか1つ

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・写真付き学生証
- ・写真付き社員証

上記書類がない場合は、次の書類をいずれか2つ

- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・特別児童扶養手当証書
- ・児童扶養手当証書
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・生活保護受給者証
- ・税、社会保険料、公共料金の領収書（6か月以内のもの）
- ・その他（写真のない身分証明書等）

法令等の規定により、認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

福山市は、マイナンバー（この用紙）の記入・提出がない場合も、申請を受理します。認定審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

(裏面ののりしろ欄を糊付けして、しっかり封をしてください)

個人番号
記入の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の施行及び子ども・子育て支援法施行規則により、認定申請の際には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

マイナンバーQ & A

Q 福山市は、取得したマイナンバーを何に使いますか？

A 他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。福山市に住民票のない保護者・扶養義務者の「所得課税証明書」の提出は不要となります。

Q 自分のマイナンバーが分かりません。マイナンバー通知カードを紛失しました。

A 福山市市民課へお問合せください。市民課問合せ先：084-928-1276

Q 教育・保育給付認定申請に際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益や罰則がありますか？

A 関係法令の施行により必要となりましたので、提出に御協力ください。なお、マイナンバー(この用紙)の提出がない場合は、提出の意思がないものとみなします。この場合も、福山市は申請書を受理します。認定審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

問合せ先：福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501 電話：084-928-1047
福山市東桜町3番5号 FAX：084-922-0846



この書類には、認定申請に係る非常に大切な情報が記入されています。
記入済みのこの書類を拾得した場合は、開封せず、速やかに最寄りの警察署へ届け出てください。

この書類を拾得された方へ

2026年度(令和8年度)教育・保育給付認定申請書(1号認定)
(2枚目) マイナンバー記入欄

この書類の名称